

三番瀬再生計画（基本計画）の答申原案に対する意見

本 木 次 夫

23ページ：第6節（三番瀬を活したまちづくり）

13行目（船橋側では・・・）を以下の通り修正する

「3．船橋側では、ふなばし三番瀬公園を核とした人と自然が共生するまちづくり」

（理 由

基本計画は「県が主体となって実施する事業」について取りまとめられているもので、「県以外が主体となって行う事業」については「必要な協議・調整を行う」と包括的に定められている。

従って、第2章・第6節（三番瀬を活かしたまちづくり）の部分についても、再生計画（案）115頁の「三番瀬に向き合う街づくり・景観」の提案に添って「県として目指す」方向であることを明確にしたものであると理解します。

注

素案に対する「各委員からの意見に対する対応案」の中で11頁の23（三番瀬を活かしたまちづくり）項で、「大西会長意見」では「程度の問題を整理する」と集約しているがこれは「程度の問題」ではなく、4市で定めている計画を県の基本計画の中でどのように位置付けてゆくかという問題であると考えます。

また、同項「対応案」の中で「16文字程度で・・・云々」とあるが、そのような問題では全くない。

三番瀬再生計基本計画（修正素案）についての意見

竹川未喜男

1 「背景」3ページ15行目に以下を挿入

「しかし反面、埋め立てによる京葉臨海工業地帯の立地政策は、経済構造の変化、自然環境の破壊、漁業の衰退を招くことになりました。その結果、埋め立てにより、波・流れ・・・」

理由・・・経済政策として“明”の記述だけ、そして直ぐに自然境況の具体的記述にはいってしまう？

2 「背景」及び14ページだい2章「干潟・浅海域」の猫実川河口域の評価問題につて

「猫実川河口域は泥干潟として貴重な海域である」と基本計画に明記すべきです。

理由・・・この地域の保存海域との評価は、海水改善を示す水質調査結果、明白な堆積・干出域の大幅拡大状況、環境安定・良化を示す海生生物調査結果からして、この海域の保存は三番瀬再生の中で「キーストーン」となっていると考えるからです。さらに現在行っている護岸改修に係る生物調査は干出時の初の調査結果も早々に出るのではないのでしょうか。

3 「漁業」17ページ11行目

「ノリやアサリ」を「ノリやアサリ等」とする。

* 質問ですが、14行目の「このことから・・・以下略」で云っている事と、上の部分の「ノリやアサリ等」の生産重視こそ水質浄化によって東京湾の環境悪化を防いでいるとの関連性です。いささか、バランスを逸しているように思いますが？

4 第4節「水・底質環境」6行目

「浚渫窪地等」を「浚渫窪地、航路の存在」と佐野委員の修正を支持します。

理由・・・漁業者の知見（漁場再生の会議で岩田組合長も指摘されておられました。）市川航路の設置当時の漁協の見解を想起してください。

5 第5節「海と陸との連続性・護岸」

確認・・・塩浜1丁目の安全確保の問題も含まれているのですか。

6 第6節「三番瀬を活かしたまちづくり」

確認・・・計画案111ページ記載の「市川市所有地前面のイメージ図」は市川WGでも市側から説明があり、円卓会議での成果の一つだと考えています。ですからアクション・プランに入っていました。基本計画で消えた経緯を説明してください。

7 第9節「維持・管理」

2行目の修正 「・・・大きく変化しましたが幸いにしてその大部・・・」

3行目の修正 「・・・払われています。その結果・・・」

理由・・・今は漁場再生、埋め立て反対が世論となっています。しかし行政の方針で埋め立が善とされ、漁業権の放棄が進み、浦安も習志野も漁業は消えました。三番瀬は市民のが起こした世論の力で幸いにも残されたと言うのが事実ではないのでしょうか。ここに漁場再生が漁民と市民と協働とい考え方の根拠があるのだと思います。

その他・・・要望・意見などは省略します。

以上です

三番瀬再生計画(基本計画)(素案)についての問題点(意見)

木村幸雄

かつてという言葉が素案の中に頻繁に登場するが

かつてという言葉の時代の特定と、その時代の具体的なイメージが「あいまい」に思えます。昭和20年代、30年代、40年代前半の自然が多く残っている時代でも変化の認識がありません。

「かつて」という表現の場所

P3の上から3行目、21行目

P6 1の生物云々 1行目、2の海と陸云々の1行目

P7 達成イメージの1行目

P14 第1節の1行目、6行目

P27 第9節の3行目、6行目

具体的と思われる特定部分 P7 漁場の生産力云々 1960年代

基本計画と県以外の計画との整合性の問題が出て来たとき、**かつて**というあいまいさでは再生計画は後退のおそれがある。

例として市川市が再生会議以前ではあるが環境大臣へ要望した中に、次のような一節がある。「保全再生も大きな項目である。しかし山積している行徳臨海部の課題解決のため最小限の埋立計画に対する理解をお願いします。」とある。

整合性の配慮の中に再生の軸足が揺らがないためにも、かつてというあいまいさは出来る限りなくした方がよいと思います。

小生も連合町会として市の条例の検討をした経験で、あいまいさはよい結果につながらないことが多いと思います。

三番瀬再生計画（基本計画）の答申原案に対する意見

川口 勲

はじめに	9行目 再生の目標として	目標には、方向性と期限を設けるべきと考えます。 大枠でも良いから <u>数値（年限）目標</u> を入れるべき。
P 3	第1章第1節 背景 13行目に 16行目に 17行目 除した部分を残す 25行目 汚染の原因を明記すべき	一方で埋立てにより <u>海が汚染されたり、生態系、波・流れが・・・</u> 工場や家庭からの排水、 <u>汚水は海域の・・・</u> <u>これらにより自然環境の悪化が起きました。</u> (復活させる) かつての干潟を取り戻すため、 <u>汚染原因の調査、監視を強化し、生物多様性を確保推進させ</u>
p 6	第2節 2 海と陸との連続性の回復 5行目 6行目 「海と陸との連続性の回復」 について 意見 目的達成イメージに具体論 が無い	・取り組むとともに、 <u>構造物（堤防等の）に頼る防災計画と環境保全との係わりに配慮しつつ</u> ・具体的目的が無いので個々によって違う解釈が生まれてしまう。 例 a 海と陸との緑溢れる自然との連続性が・・・ b 陸地の緑豊かな空間を海へ続ける様な
p 6	第2節 3 環境の持続性及び回復力の確保 1行目 汚染のメカニズムを書き込むべきと思います。	青潮の発生、洪水時の淡水流入、 <u>生活排水工場排水等</u> により・・・
p 9	第3節 3 賢明な利用 3行目 長期的な視点に立った賢明な利用 具体論が必要	<u>出来うる限り自然を破壊しない、汚染させない利用の原則に基づいた長期的な視点に立った</u>
p 14	第2章 第1節 干潟・浅海域 5行目	三番瀬の自然環境の <u>単調化悪化</u> が進みました。
		イメージ図は、削除しない方が良いと思います。
p 15	干潟的 <u>環境</u> 多様な環境の復元創造	干潟的 <u>環境</u> を保全し あいまいな表現は目標を惑わす
p 19	第4節 水・底質環境 汚濁負荷の低減について	具体論（方法論）が必要 - 淡水や土砂の流入だけで、環境の回復はいつ迄に改善されるのだろうか？
p 22	第5節 海と陸との連続性・護岸について	・県はもっと、県民に護岸のあり方、防災について、とりわけ臨海部の住民に対して、高潮（台風時）時の安全確保、

		<p>防災と環境についてのコンセンサスをはかるようピーアール、討論の場を持つべきと考えます。</p> <p>三番瀬の再生、保全の問題だけでは解決出来ないと思います。</p> <p>県防災担当者の議論参加が必要！！</p>
p 23	<p>第6節 三番瀬を活かしたまちづくり</p> <p>1行目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・三番瀬の後背地には直立護岸、鉄道高架等により
p 27	<p>第9節 維持・管理</p> <p>12～13行目</p>	<p>環境の変化や<u>汚染防止</u>に対応できる体制<u>強化</u>を目指します。</p>